

# 新潟市 特定建築物 耐震診断等補助事業

令和6年度版

市民の生命および財産を地震による建物の倒壊などから守るため、不特定多数の方が利用する建築物などのうち大規模なものについて、耐震診断・耐震設計・耐震改修工事に係る費用の一部を補助します。また、災害時の避難・救助活動などを速やかに行うため、緊急輸送道路沿道の建築物について、耐震診断・耐震設計・耐震改修工事・除却工事に係る費用の一部を補助します。

## 要緊急安全確認大規模建築物および保育所・幼稚園

### 対象となる建築物

昭和56年5月31日以前に建築されたものに限り、階数・延べ面積 いずれの要件も満たす必要があります。

用途	階数	延べ面積
病院・店舗・旅館など	3階以上	5,000m <sup>2</sup> 以上
保育所・幼稚園	2階以上	500m <sup>2</sup> 以上

### 補助額

**耐震診断** 補助対象限度額 と 耐震診断に要する費用の額(見積り額) のいずれか少ない額の **2/3**

補助対象限度額		
～1,000m <sup>2</sup> の場合	1,000m <sup>2</sup> ～2,000m <sup>2</sup> の場合	2,000m <sup>2</sup> ～の場合
$\text{延べ面積 m}^2 \times 3,670 \text{ 円/m}^2$ の式により算出した金額	$367\text{万円} + (\text{延べ面積} - 1,000)\text{m}^2 \times 1,570 \text{ 円/m}^2$ の式により算出した金額	$524\text{万円} + (\text{延べ面積} - 2,000)\text{m}^2 \times 1,050 \text{ 円/m}^2$ の式により算出した金額

**耐震設計** 補助対象限度額 と 耐震設計に要する費用の額(見積り額) の いずれか少ない額 の **2/3** 補助上限額 **400万円**

補助対象限度額
上記の耐震診断の場合と同じ方法により算出した額

**耐震改修工事** 補助対象限度額 と 耐震改修工事に要する費用の額(見積り額) のいずれか少ない額の **23%**

補助対象限度額	補助上限額
$\text{延べ面積 m}^2 \times 51,200 \text{ 円/m}^2$ の式により算出した金額	延べ面積が 5,000m <sup>2</sup> 以上の場合 補助上限額は <b>5,000万円</b> 延べ面積が 5,000m <sup>2</sup> 未満の場合 補助上限額は <b>2,500万円</b>

問い合わせ先

新潟市役所  
建築行政課 建築行政係

TEL

025-226-2841

# 第一次緊急輸送道路沿道建築物

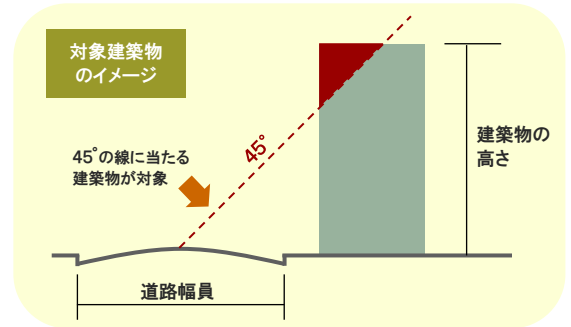
## 対象となる建築物

第一次緊急輸送道路の沿道建築物であり

**建築物の高さが道路幅員の1/2を超えるもの**

▶ 倒壊した場合に道路の過半を塞ぐ恐れのあるもの

ただし、道路幅員が12m以下の場合、建築物の高さが6mを超えるもの



## 緊急輸送道路について

地震時には、住民の円滑な避難、救急・消防活動の実施、緊急物資の輸送等を確実に行うため、道路機能を確保することが非常に重要になります。新潟県の耐震改修促進計画では、地震時に通行を確保すべき「緊急輸送道路」を指定しており、新潟市ではこのうち本市の行政区域に係る区間を「緊急輸送道路」として位置付け、第一次緊急輸送道路の沿道建築物については、助成制度を通じて耐震化に取り組んでいます。

※ 道路の詳細な位置については、新潟市HPをご覧ください。



## 補助額

### 耐震診断

補助対象限度額と耐震診断に要する費用の額(見積り額)の **いずれか少ない額の 2/3** 補助上限額 **300万円**

#### 補助対象限度額

~1,000m <sup>2</sup> の場合	1,000m <sup>2</sup> ~2,000m <sup>2</sup> の場合	2,000m <sup>2</sup> ~の場合
延べ面積 m <sup>2</sup> × 3,670 円/m <sup>2</sup> の式により算出した金額	367万円 + (延べ面積 - 1,000)m <sup>2</sup> × 1,570 円/m <sup>2</sup> の式により算出した金額	524万円 + (延べ面積 - 2,000)m <sup>2</sup> × 1,050 円/m <sup>2</sup> の式により算出した金額

### 耐震設計

補助対象限度額と耐震設計に要する費用の額(見積り額)の **いずれか少ない額の 2/3** 補助上限額 **300万円**

#### 補助対象限度額

上記の耐震診断の場合と同じ方法により算出した額

### 耐震改修工事 除却工事

補助対象限度額と耐震改修工事(除却工事)に要する費用の額(見積り額)の **いずれか少ない額の 2/3** 補助上限額 **2,000万円**

#### 補助対象限度額

①一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅	②共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物で延べ面積が1,000㎡以上かつ地階を除く階数3階以上	①、②以外の場合
延べ面積 m <sup>2</sup> × 34,100 円/m <sup>2</sup> の式により算出した金額	延べ面積 m <sup>2</sup> × 50,200 円/m <sup>2</sup> の式により算出した金額	延べ面積 m <sup>2</sup> × 51,200 円/m <sup>2</sup> の式により算出した金額

## 補助額の計算例

例

延べ面積 **3,450m<sup>2</sup>** の **第一次緊急避難路沿道建築物** について **耐震診断** を実施する場合...

$$524万円 + (1,450m^2 \times 1,050 \text{ 円}/m^2) = 676.25万円 \text{ (補助対象限度額)}$$

補助対象限度額が見積り額よりも少ない場合、

$$676.25万円 \times 2/3 = 450.8万円 \rightarrow \text{上限300万円を超えるので、補助額は } \mathbf{300万円}$$

(千円未満切り捨て)